

阿見町議会会議録

令和3年第5回臨時会

(令和3年9月6日)

阿見町議会

令和3年第5回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	33
◎第1号(9月6日)	35
○出席, 欠席議員	35
○出席説明員及び会議書記	35
○議事日程第1号	37
○開 会	38
・会議録署名議員の指名	38
・会期の決定	38
・諸般の報告	38
・議案第64号から議案第65号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	39
・議案第66号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	40
・議案第67号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	41
○閉 会	45

第 5 回 臨 時 会

阿見町告示第208号

令和3年第5回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年8月25日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和3年9月6日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- (2) 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について
- (3) 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第4号）
- (4) 都再第1－1中央東地内調整池整備工事請負変更契約について

第 1 号

[9 月 6 日]

令和3年第5回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和3年9月6日（第1日）

○出席議員

1番	久保谷	充	君
2番	落合	剛	君
3番	栗田	敏昌	君
4番	石引	大介	君
5番	高野	好央	君
6番	樋口	達哉	君
7番	栗原	宜行	君
8番	飯野	良治	君
9番	野口	雅弘	君
10番	永井	義一	君
11番	海野	隆	君
12番	平岡	博	君
13番	川畑	秀慈	君
14番	難波	千香子	君
15番	紙井	和美	君
16番	柴原	成一	君
17番	久保谷	実	君
18番	吉田	憲市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	千葉	繁	君			
副町	長	坪田	匡弘	君			
教	育	長	湯原	正人	君		
町	長	公	室	長	建石	智久	君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼 予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山崎貴之君
財政課長	黒岩孝君
管財課長	飯村弘一君
都市整備課長	堀越多美男君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	竹之内英一君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和3年第5回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和3年9月6日 午前10時15分開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第64号 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第65号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第66号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

日程第6 議案第67号 都再第1－1号中央東地内調整池整備工事請負変更契約について

午前10時15分開会

○議長（久保谷充君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和3年第5回阿見町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

17番 久保谷 実 君

18番 吉 田 憲 市 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。今臨時会の会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第64号から議案第67号、以上4件であります。

次に、監査委員から、令和3年7月分に関する例月出納検査結果について御報告がありましたので報告いたします。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第64号 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

議案第65号 阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第4、議案第64号、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、議案第65号、阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 本日は令和3年第5回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第64号の阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、当該法律を引用している本条例に号ずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第65号の阿見町と茨城県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、産業競争力強化法の一部改正に伴い、当該法律を引用している本条例に項ずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第64号から議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号から議案第65号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号から議案第65号については原案どおり可決することに決しました。

議案第66号 令和3年度阿見町一般会計補正予算（第4号）

○議長（久保谷充君） 次に、日程第5、議案第66号、令和3年度阿見町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第66号の令和3年度阿見町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億9,046万1,000円を追加し、175億1,760万5,000円とするものがあります。

その内容は、第4款衛生費の予防費で、10月以降のワクチン接種事業継続のため、新型コロナウイルスワクチン接種事業を増額計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第66号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号については原案どおり可決することに決しました。

議案第67号 都再第1-1号中央東地内調整池整備工事請負変更契約について

○議長（久保谷充君） 次に、日程第6、議案第67号、都再第1-1号中央東地内調整池整備工事請負変更契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第67号の都再第1-1号中央東地内調整池整備工事請負変更契約について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、令和3年第2回定例会において議決をいただいた当該工事の請負契約に関して、請負金額の変更に伴い、阿見町契約規則第37条第1項の規定により変更契約を締結するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

変更した内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 今回の変更内容は、3点ほどの内容から成っているようでございます。

この1点、盛土材の石灰改良からセメント改良への変更、それから交通整理員の配置、それから改良杭添加量の変更等ということで、3つの変更内容があるようではございますけれども、このそれぞれについて内容を説明してください。

○議長（久保谷充君） 都市整備課長堀越多美男君。

○都市整備課長（堀越多美男君） はい、お答えいたします。

まず1点目の、盛土材の石灰改良からセメント改良の変更についてですが、こちらにつきましては、当初、設計の段階におきまして、いろいろな土質調査を基に、地盤の掘削に伴います土砂につきましては石灰改良で行いまして、また盛土材に転用しようといった計画でございましたが、工事発注後に請負業者によりまして再度土質試験等を行いました結果、非常に土砂に含まれている水分量が高いということで、石灰改良で行うことがちょっと困難であるといったことが判明したため、再度土質試験の結果に基づき検証しました結果、セメント改良が妥当であるといったことで、セメント改良に変更させていただいているというのがまず1点目になります。

それから2点目の交通整理員の配置についてですが、こちらは当初の設計段階では交通整理員の配置は計上しておりませんでした。これにつきましては、いろいろ工事の資機材の搬入路が当初の設計段階ではまだ決定していなかったことに伴いまして未計上であったと。今回工事発注後に請負業者と協議を行いまして搬入路が決定しましたと。その決定に伴い、地域住民の方への説明等を行いまして、必要な交通整理員の配置を決定になったものですから、今回変更で計上させていただいたものになります。

それから3点目が、改良杭添加量の変更になりますが、こちらにつきましては、もともと当初予定しておりました調整池外周が住宅地になっているといったことで、こちらの住宅地の沈下等を防ぐために、もともとセメント改良としておりました。こちらも、やはり工事発注後に請負業者のほうで再度土質試験を行ってもらいまして、改良工法等の内容の検証を行いましたところ、当初の設計で計上していた添加量より、その添加量を軽減できることが判明いたしましたので、こちらの金額のほうを減額といった形の変更を行うということで、今回主なものとしては3点の変更を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 内容については理解しました。

それで、今回1,307万9,000円の増額ということで、設計変更に伴う増額になるわけですよ。それぞれ、今、3点の変更がありましたけれども、この1,307万9,000円の内訳というのはどういふふうになっていますか。

○議長（久保谷充君） 都市整備課長堀越多美男君。

○都市整備課長（堀越多美男君） はい、お答えいたします。

まず、石灰改良からセメント改良への変更が約700万円の増額となります。

続きまして、交通整理員の配置に伴います変更が約1,280万円の増額となります。

3点目の改良杭添加量の変更につきましては約680万円の減額となります。

内訳の概要は以上になります。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） プラス要因とマイナス要因、改良杭添加量については少なくなったということで減額になったようですけども、この2番目の交通整理員の配置ということで、事前に資料をいただいておりますけれども、3か所に配置すると。何人配置するか分かりませんが、結構な値段だと思うんですよ、1,280万というのは。

この交通整理員の配置に関わる1,280万の内訳、もう少し細かい内訳ですね。1日何か所、何人、それから1人当たり幾ら。それで全体として、そのほかに当然、交通整理員に入るお金のほかに、共通経費とかいろいろなものがあるでしょうから、その分も含めて、もう少しちょっと詳しく説明してください。

○議長（久保谷充君） 都市整備課長堀越多美男君。

○都市整備課長（堀越多美男君） はい、お答えいたします。

まず、交通整理員の配置につきましては、いろいろ先ほどもちょっとお話しさせていただきましたが、工事資機材の搬入路の決定に伴いまして、いろいろ検証した結果、入り口部分、五本松児童公園側から今回の計画に入るといったルートで決定をいたしました。その区間の中で、見通しが悪い箇所、また幅員が狭い場所、交差点の箇所と、こういったところを中心に、1日当たり3人配置するといった計画を立てております。

その3人に対しまして、まず工事の日数ですが、これは各工事の種別ごとに必要な工事日数を算定しましたところ180日間、6か月必要であるということが計算上、出まして、その日数を掛けて540人の交通整理員の配置を今回計上させていただいております。

こちらの交通整理員の単価につきましては、1人当たり1万3,800円といった単価になります。

今回、この1万3,800円という単価、設計でいいますと直接工事費といったものになりますので、今度そこに各種諸経費のほうが乗じられてきます。諸経費の内容としましては、主なも

のといたしまして、共通仮設費、それから現場管理費、それから一般管理費と、主にこの3つの諸経費が基準書のほうで定められておりまして、これらの経費をかけた金額のトータルが約1,280万円と、こういった内容になります。

以上です。

○議長（久保谷充君） 11番海野隆君。

○11番（海野隆君） 約半年で180日かな、6か月で。1か月当たり30日になるわけですよ。そうすると毎日、休みもなくやっているようなんですけども、これは当然、直接交通整理員に関わるお金と共通経費あるんですけど、労働基準法とか、そういった類いの話とは矛盾しないんですか。要するに、1週間に2日ぐらい休まなくちゃいけませんよね。忙しいときには突貫工事やるのかもしれませんが。こういう見積りの仕方なんですか。

○議長（久保谷充君） 都市整備課長堀越多美男君。

○都市整備課長（堀越多美男君） はい、お答えいたします。

まず、180日、6か月といいますのは、今回のこの工事をやるに当たりまして必要な日数ということで、あくまでも工期とはまた別な考え方になります。ですので、当然この6か月の間に休みが入ったりとか、適切な休暇促進とかということもいろいろ国のほうからうたわれておりますので、そういった適切な休み等を取りながら工事のほうを進めると。その結果、工事の必要な日数は6か月ですけども、実際にかかった日数は例えば7か月ですとか。ちょっとごめんなさい、分かりづらくて申し訳ないんですが、一応そういった、続けて6か月フルにやるという考えではないということです。

以上です。

○議長（久保谷充君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第67号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号については原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（久保谷充君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年第5回阿見町議会臨時会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前10時36分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 久保谷 充

署 名 員 久保谷 実

署 名 員 吉 田 憲 市